

第3号議案

蒲郡市市税条例の一部改正について

蒲郡市市税条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成29年2月27日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市市税条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市市税条例の一部を改正する条例

蒲郡市市税条例(昭和29年蒲郡市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第33条第3項中「100分の9.7」を「100分の6」に改める。

附則第2条の4の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第24条第1項中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改め、同条第2項中「12.1分の2.4」を「8.4分の2.4」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第33条第3項の改正規定、附則第24条第1項及び第2項の改正規定並びに次条の規定は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の蒲郡市市税条例第33条第3項並びに附則第24条第1項及び第2項の規定は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。